

証券コード 7803
2020年10月12日

株 主 各 位

東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社 ブ シ ロ ード
代表取締役社長 橋 本 義 賢

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、可能な限り感染防止に努めてまいりますが、本年度におきましては、極力、インターネット又は書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、株主様の安全を最優先に考え、ソーシャルディスタンス確保のため入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年10月27日(火曜日) 午前10時(開場 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ 13階 『コスモルーム』
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご来場お願い申し上げます。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第14期(2019年8月1日から2020年7月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 2. 第14期(2019年8月1日から2020年7月31日まで)計算書類報告の件
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年10月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年10月26日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://bushiroad.co.jp/ir>）に掲載しています。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載の上記の事項となります。

3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://bushiroad.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止策のお知らせ

〈ご来場の株主様へ〉

- ・ご来場の株主様には、当日受付前に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、入場をお断りさせていただきます。
- ・咳等の症状のある方、体調不良と思われる方、海外から帰国されて14日間が経過していない方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されて14日が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場受付にてアルコール消毒液を設置いたしますので、入場前に手指消毒とマスクの着用をお願いします。
- ・後日、感染者が確認され、クラスター発生となった場合、保健所等に情報提供が必要な可能性がございますので緊急連絡先を議決権行使書にご記載願います。なお、ご記載いただきました連絡先につきましては弊社にて1ヶ月間保管後、責任をもって処分いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
2. 議決権行使の方法について
 - (1) パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2020年10月26日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙に緊急連絡先をご記載のうえ、**会場受付にご提出**ください。

日時 2020年10月27日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年10月26日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年10月26日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

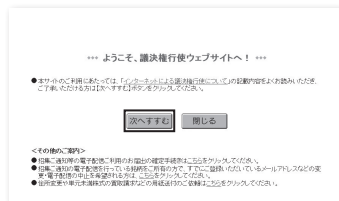
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

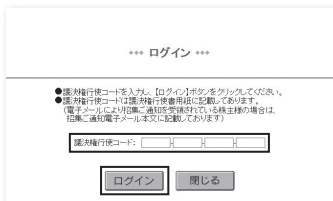
議決権行使期限：2020年10月26日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社グループの事業内容の拡大に合わせ、現行定款第2条（目的）の事業目的を変更するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとしておりますが、ライブIP事業は、事業の特性上毎年7月から8月が繁忙期に当たるため、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を向上させるため、事業年度を毎年7月1日から6月30日までに変更したいと存じます。

これに伴い、現行定款第13条、第43条、第44条、第45条を一部変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第15期事業年度は2020年8月1日から2020年6月30日までの11か月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 事業環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第21条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

(4) 事業目的の変更に伴う号数の変更その他一部字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. キャラクターコンテンツ、カードコンテンツ、ゲームコンテンツ、音楽コンテンツ、スポーツコンテンツを含む知的財産権（IP）の創出・企画・制作・プロデュース・販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. <u>デジタルコンテンツ（携帯電話コンテンツを含む）の企画・制作・プロデュース・販売</u></p> <p>2. <u>カードゲームの企画・制作・プロデュース・販売</u></p> <p>3. <u>インターネットのWebサイトの企画・制作・プロデュース・配信・運営</u> (新 設)</p> <p>4. <u>映像ソフトウェア・音響ソフトウェア及び原盤の企画・制作・プロデュース・販売・配給・配信</u></p> <p>5. <u>著作権等の知的所有権の企画・取得・販売・管理・許諾・仲介</u></p> <p>6. <u>各種イベントの企画・制作・運営・実施</u></p> <p>7. <u>タレントのマネジメント・出演斡旋</u></p> <p>8. <u>出版物及び印刷物の企画・制作・デザイン・編集・販売</u></p> <p>9. <u>玩具・衣料用繊維製品・衣料雑貨・ポスター・装身具・日用雑貨品等の企画・製造・販売・仕入・発送・在庫管理</u></p>	<p>2. <u>デジタルコンテンツ（Webサイト、オンラインソフトウェア、アプリケーションゲーム等を含む）の企画・制作・プロデュース・配信・販売・運営</u></p> <p>3. <u>カードゲーム（カードスリーブ、デッキケース等のサプライ製品を含む）の企画・制作・プロデュース・販売・運営</u> (削 除)</p> <p>4. <u>通信販売業（通信販売Webサイトの企画・制作・運営を含む）</u></p> <p>5. <u>映像ソフトウェア・音響ソフトウェアの企画・制作・プロデュース・販売・配給・配信及び音楽原盤の制作・マネジメント</u> (削 除)</p> <p>6. <u>音楽ライブ、スポーツ興行、カードゲームイベント、演劇会、ミュージカル、講習会、セミナーを含む各種興行の企画・制作・運営・実施</u> (削 除)</p> <p>7. <u>出版物及び印刷物の企画・制作・デザイン・編集・販売並びに電子出版物の企画・制作・デザイン・編集・配信</u></p> <p>8. <u>自社及び他社のコンテンツを利用した玩具・衣料用繊維製品・衣料雑貨・ポスター・装身具・日用雑貨品等の企画・制作・プロデュース・販売並びにオリジナルコンテンツの創出及びこれを用いた玩具・衣料用繊維製品・衣料雑貨・ポスター・装身具・日用雑貨品等の企画・制作・プロデュース・販売</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>10. 広告・宣伝及び販売促進に関する企画・制作・プロデュース並びに広告代理店業</p> <p>11. <u>通信販売業及びその仲介</u></p> <p>12. <u>スタジオレンタル</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>13. 株式・社債等の有価証券の保有・運用及び投資業務</p> <p>14. 金融資産の保有及び運用</p> <p>15. 営業・経理・総務・人事・情報システム等に関する事務処理の指導及び請負</p> <p>16. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>9. 広告・宣伝及び販売促進に関する企画・制作・プロデュース並びに広告代理店業 (削 除) (削 除)</p> <p>10. <u>音声収録スタジオ (付帯施設、機器を含む)の利用管理・マネジメント・他社への貸出業務、音声収録関連業務の委託・受託並びにオンラインラジオの企画・収録・配信</u></p> <p>11. <u>声優、プロレスラー、アーティスト、クリエイター、モデル、ダンサー、スポーツ選手、格闘技選手、その他タレントの育成・出演斡旋・マネジメント (タレントの招聘管理を含む)</u></p> <p>12. <u>スポーツ施設、アスレチック施設、リゾート施設、文化施設 (付帯する公衆浴場、温泉浴場施設、鉱泉浴場及び薬治湯を含む) の運営・管理並びに上記施設で実施する各種教室、託児等の事業</u></p> <p>13. <u>クレジットカードの発行・提携にかかる事業</u></p> <p>14. 株式・社債等の有価証券の保有・運用及び投資業務</p> <p>15. 金融資産の保有及び運用</p> <p>16. 営業・経理・総務・人事・情報システム等に関する事務処理の指導及び請負</p> <p>17. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>7月31日</u>とする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規定</u>による。</p> <p>(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年<u>8月1日</u>から翌年<u>7月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>7月31日</u>とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	木谷高明 (1960年6月6日)	1984年4月 山一証券株式会社入社 1994年3月 株式会社ブロッコリー設立 2007年5月 当社設立 代表取締役社長 2017年10月 当社取締役 2017年10月 株式会社ブシロードミュージック代表取締役社長 2019年11月 株式会社キックスロード(現株式会社ブシロードファイト) 取締役(現任) 2020年2月 株式会社ブシロードミュージック取締役会長(現任) 2020年2月 株式会社ブシロードムーブ取締役会長(現任) 2020年4月 株式会社ブシロードミュージック・パブリッシング代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ブシロードミュージック取締役会長 株式会社ブシロードミュージック・パブリッシング代表取締役社長 株式会社ブシロードムーブ取締役会長 株式会社ブシロードファイト取締役	1,964,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	橋本 義賢 (1964年10月25日)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年5月 株式会社コスチュームパラダイス(現株式会社コスパ) 設立 2006年4月 タブリエ・コミュニケーションズ株式会社(現コスパグループホールディングス株式会社) 設立 2012年1月 当社顧問 2015年9月 当社取締役 2017年10月 当社代表取締役社長(現任)	66,000株
3	広瀬 和彦 (1978年5月5日)	2003年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2006年5月 株式会社アクワイア入社 2011年5月 当社入社 2012年9月 当社取締役(現任)	100,000株
4	村岡 敏行 (1976年11月20日)	2000年4月 株式会社ファイブフォックス入社 2008年1月 楽天株式会社入社 2009年7月 株式会社葵プロモーション(現株式会社AOI Pro.) 入社 2017年7月 当社入社 2017年10月 当社執行役員 2019年5月 当社取締役(現任)	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	桶田大介 (1975年9月24日)	2003年11月 司法試験合格 2005年10月 弁護士登録 2005年10月 北浜法律事務所入所 2010年11月 弁護士法人北浜法律事務所に移籍 2014年8月 株式会社IGポート社外監査役(現任) 2014年8月 株式会社リング・フランカ社外監査役 (現任) 2016年3月 牛鳴坂法律事務所に移籍 2018年10月 当社社外取締役(現任) 2019年11月 シティライツ法律事務所に移籍(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 シティライツ法律事務所 株式会社IGポート社外監査役 株式会社リング・フランカ社外監査役	2,000株
6	※ 稲田洋一 (1959年9月7日)	1984年4月 山一証券株式会社入社 1994年5月 株式会社レコフ入社 2016年10月 同社代表取締役社長(現任) 2016年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社レコフ代表取締役社長 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社取締役	80,000株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 桶田大介氏、稲田洋一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

(1)桶田大介氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として法務全般について幅広い知見を有していることから、当社の経営重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を發揮していただけるものと判断したためであります。

- (2)稲田洋一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を発揮していただけるものと判断したためであります。
5. 桶田大介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、桶田大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、稲田洋一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 桶田大介氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円又は会社法425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、稲田洋一氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円又は会社法425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 高津祐一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社の定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
水野良 (戸籍上の氏名 榎本 武士) (1963年7月13日)	1988年4月 「ロードス島戦記・灰色の魔女」刊行 1993年2月 「剣の国の魔法戦士」刊行 1993年6月 「漂流伝説クリスタニア1」刊行 2001年3月 「スターシップ・オペレーターズ1」刊行 2009年9月 「ブレイドライン1」刊行 2013年8月 「グランクレスト戦記1」刊行 2019年8月 「ロードス島戦記・誓約の宝冠1」刊行 (重要な兼職の状況) 作家	20,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水野良氏は、社外監査役候補者であります。
3. 水野良氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、作家・ゲームデザイナーとしての豊富な経験・知見から、今後取締役会等において、同氏から当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただくとともに、同氏の経験等を当社監査体制に生かしたく、社外監査役候補者といたしました。
4. 当社は、水野良氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、240万円又は会社法425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。
5. 水野良氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役ハロルド・ジョージ・メイ氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ハロルド・ジョージ・メイ	2018年5月 当社取締役兼CSO（現任）

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費増税の影響による個人消費の落ち込み、米中の通商問題を巡る動向や不安定な海外情勢の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の流行によって、緩やかな回復傾向から一転して急激に悪化しました。

このような環境の中、当社グループは「IPディベロッパー」戦略のもと、資本業務提携や子会社化などを進めることで、当社の特長であるワンストップ型メディアミックスモデルをさらに強化してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の日本国内での流行初期から感染対策を迅速に実施し、刻々と変化する状況に柔軟に対応しながら事業活動を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高33,000,032千円（前期比2.6%増）、営業利益2,710,543千円（同11.4%減）、経常利益2,755,300千円（同9.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,551,104千円（同13.8%減）となりました。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。なお、セグメント売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前期比較は、前連結会計年度の数値を修正して記載しております。

1. デジタルIP事業

当社グループのデジタルIP事業は、TCG(トレーディングカードゲーム)部門、MOG(モバイルオンラインゲーム)部門、MD(マーチャндаイジング)部門、メディア部門の4部門で展開しております。

当連結会計年度におけるデジタルIP事業のうち、TCG部門は、新しいTCGブランドとして、オリジナルIPを中心として自社・他社IPも取り入れながら展開するハイブリッド型TCG「Reバ

ース for you」を2020年3月に発売開始いたしました。オリジナルIPのTCG「カードファイト!! ヴァンガード」及び自社・他社IPを取り入れて展開するプラットフォーム型TCG「ヴァイスシュヴァルツ」は前期並みの売上を維持したものの、展開終了を発表した低年齢層向けオリジナルIPのTCG「バディファイト」の売上減少が大きく影響し、部門全体では軟調に推移しました。

MOG部門は、新しいアプリゲームとして、「ラブライブ! スクールアイドルフェスティバル ALL STARS」(2019年9月配信開始・他社IP・他社配信)、「ヴァンガードZERO」(2019年12月配信開始・自社IP・自社配信)、「ロストディケイド」(2020年2月配信開始・他社IP・自社配信)が好調な滑り出しを見せました。加えて、堅調に推移した「バンドリ! ガールズバンドパーティ!」(自社IP・他社配信)をはじめとする既存アプリゲームの積み上げにより、部門全体では大きく伸長し、当部門における過去最高の年間売上を達成しました。

MD部門は、上期においては音楽ライブでの会場物販や通販などライブ関連グッズが大きく伸長し、オリジナルカプセルトイブランド「TAMA-KYU」が好評を博すなど、順調に推移しました。一方、下期においては新型コロナウイルス感染症の影響により、中国で生産を行う商品の製造・納品が一時的にストップした他、リアルイベントや店頭での販売機会の減少に伴い、売上規模が縮小しました。

メディア部門は、2020年2月に「株式会社響」を「株式会社ブシロードムーブ」に商号変更し、「A First MOVE (先手を打つ)」を企業理念に掲げ、広告代理店事業・音響制作機能を強化いたしました。また、2020年6月に「株式会社リング・フランカ」の株式を取得し、持分法適用関連会社化することで、電子コミック形態でのコンテンツ展開やメディアミックス機能の拡充を図りました。

これらの結果、売上高24,413,197千円(前期比4.3%増)、セグメント利益1,962,828千円(同3.2%増)となりました。

2. ライブIP事業

当社グループのライブIP事業は、音楽部門、スポーツ部門の2部門で展開しております。

当連結会計年度におけるライブIP事業のうち、音楽部門は、新型コロナウイルス感染症の影響により、下期に開催を予定していた音楽ライブや舞台を中止・延期又はオンラインでの開催に切り替えるなどの影響がありましたが、会場とライブ・ビューイングをあわせて2日間で58,584人を動員した「Rausch und/and Craziness」をはじめ上期に開催した音楽ライブと通期で続伸した音楽ソフトの売上が牽引し、前期を上回る年間売上となりました。また、他部門を含めた「バンドリ!」IP全体の通期売上が初めて100億円を突破し、当社が目標としている最初の「年商100億円以上のIP」となりました。

スポーツ部門の主たる柱である新日本プロレスは、2日間で70,071人を動員した東京ドーム2連戦興行「WRESTLE KINGDOM 14」の成功をはじめ2020年2月までは前期を上回る水準

で推移いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月から6月の殆どの興行を中止又は無観客興行への切り替えを余儀なくされ、7月以降は通常の三分の一から二分の一程度の観客動員での有観客興行を再開したものの、売上・収益は一転して大きく悪化いたしました。一方、動画配信サービス「新日本プロレスワールド」は10万人規模の有料会員数を維持しており、通期で安定した売上・収益を生み出しました。

事業展開につきましては、新日本プロレスのアメリカ進出の次のステップとして、「NEW JAPAN Pro-Wrestling of America Inc.」を2019年11月に設立いたしました。さらに12月には女子プロレス団体「スターダム」の事業を譲り受けました。一方、キックボクシングブランド「KNOCK OUT(ノックアウト)」は2020年6月に事業譲渡いたしました。

これらの結果、売上高8,586,834千円（前期比2.0%減）、セグメント利益724,856千円（同39.6%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第13期 (2019年7月期) (前連結会計年度)		第14期 (2020年7月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
デジタルIP事業	23,414,674千円	72.8%	24,413,197千円	74.0%	998,523千円	4.3%
ライブIP事業	8,761,165	27.2	8,586,834	26.0	△174,330	△2.0
合計	32,175,839	100.0	33,000,032	100.0	824,192	2.6

② 設備投資の状況

企業集団における設備投資の総額は300,340千円で、事業区分別の内訳は次のとおりであります。

事業区分	設備投資金額（千円）	設備投資の主な内容・目的
デジタルIP事業	259,670	サーバ等のシステム強化による投資並びに音響スタジオ及び事務所の増改築
ライブIP事業	40,669	新日本プロレスリング(株)の商品小売店「闘魂SHOP」の新店舗の出店に伴う設備投資
合計	300,340	

③ 資金調達の状況

当社は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、2020年3月に金融機関より長期借入金として8,050,000千円の調達を行いました。

(2) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社連結子会社の新日本プロレスリング株式会社は、2019年11月1日付で、New Japan Pro-Wrestling of America Inc.を設立し連結子会社といたしました。
- ② 当社連結子会社の株式会社キックスロードは、2019年12月1日付で、女子プロレス事業（女子プロレス団体「スターダム」の運営）を株式会社スターダムより譲り受けました。なお、株式会社キックスロードは、同日付で株式会社ブシロードファイトに商号変更しております。
- ③ 当社は、2019年12月2日付で、株式会社キネマシトラスの株式を取得し、持分法適用関連会社といたしました。
- ④ 当社連結子会社の株式会社響及び株式会社ブシロードメディアは、2020年2月1日付で、株式会社ブシロードメディアの広告代理店事業を株式会社響に吸収分割いたしました。なお、株式会社響は、同日付で株式会社ブシロードムーブに商号変更しております。
- ⑤ 当社は、2020年2月3日付で、株式会社ソプラティコの株式を取得し、株式会社ソプラティコ及びその子会社である株式会社劇団飛行船及び株式会社ファーストクリエイティブを連結子会社といたしました。
- ⑥ 当社は、2020年4月1日付で、株式会社ブシロードミュージック・パブリッシングを設立し連結子会社とし、連結子会社の株式会社ブシロードミュージックの音楽著作権事業を、同日付で新設分割いたしました。
- ⑦ 当社は、2020年6月1日付で、株式会社リング・フランカの株式を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2017年7月期)	第 12 期 (2018年7月期)	第 13 期 (2019年7月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2020年7月期)
売 上 高(千円)	22,759,182	28,889,777	32,175,839	33,000,032
経 常 利 益(千円)	323,720	2,996,022	3,031,079	2,755,300
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	△22,301	1,637,465	1,799,845	1,551,104
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△1.68	120.35	132.12	96.54
総 資 産 (千円)	11,760,670	18,232,806	24,136,743	34,518,350
純 資 産 (千円)	5,047,035	6,920,065	11,905,846	13,871,448
1株当たり純資産 (円)	222.62	359.02	720.04	819.72

- (注) 1. 当社では、第13期より連結計算書類を作成しております。なお、第11期及び第12期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 2019年4月22日開催の取締役会決議により、2019年5月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ブシロードクリエイティブ	49,000	100.0%	デジタルIP事業
株式会社ブシロードメディア	10,000	100.0	デジタルIP事業
株式会社ブシロードムーブ	29,000	100.0	デジタルIP事業
Bushiroad International Pte. Ltd.	600 千SGドル	100.0	デジタルIP事業
株式会社ブシロードミュージック	9,000	100.0	ライブIP事業
株式会社ブシロードミュージック・パブリッシング	9,000	100.0	ライブIP事業
新日本プロレスリング株式会社	92,500	70.0	ライブIP事業
New Japan Pro-Wrestling of America Inc.	400 千USドル	間接保有100.0	ライブIP事業
株式会社ブシロードファイト	100,000	100.0	ライブIP事業
株式会社劇団飛行船	43,780	間接保有100.0	ライブIP事業
株式会社ソプラティコ	10,000	100.0	ライブIP事業

(5) 対処すべき課題

① IPの大型化と創出の多様化

当社グループは、提供されるエンターテインメントが増加し、お客様の可処分時間・所得を得ることがますます難しくなっている環境の中、選ばれるコンテンツとしてIPを大きく発展させていくことが課題と認識しております。IPごとのランクを見える化し、Sランク（年商100億円以上）IPを複数保有できるよう目標を掲げ、当社グループ独自のメディアミックスプロモーションのノウハウを活用したIPの育成・発展に取り組んでおります。また、オリジナルコミックなど原作創りを多様化し、IP創出のポートフォリオを拡充いたします。

② 海外市場でのポジションの確立

当社グループは、次なる成長市場として海外地域、特にアメリカ合衆国と中華人民共和国を戦略地域と認識しております。ライブIP事業においてトレーディングカードゲームでは、引き続き「カードファイト!! ヴァンガード」を中心にローカルマーケティングを強化しており、モバイルオンラインゲームにおいても2018年4月より英語版や中国語版へのローカライズを開始し、グローバルなパブリッシャーとしての地位確立を急務とした展開をしております。また、国内タイトルを海外へ展開するのみならず、有力な海外タイトルのライセンス取得によって更なるグローバル化を推進いたします。ライブIP事業のスポーツ部門においては、巨大市場である海外への映像販売を強化することが課題となっております。当社グループとしては、国際スポーツ映像見本市「Sportel」への出展を行うなど、国際的なスポーツ代理店・放送局との良好な関係性の構築を積極的に行ってまいります。

③ DX (Digital transformation : デジタルトランスフォーメーション) への対応

新型コロナウイルスの影響で「オンライン」が生活の中心的なインフラになるという新常态は、その到来が数年早まったといわれており、特にエンターテイメントにおいては、人々の情報ソースの多様化、グローバル化はより加速され、趣味やエンターテイメントの多様化は世界的に進むものと考えております。このような環境下、当社グループでは、音楽ライブや舞台やプロレス興行の有料配信、マーチャンダイズのeコマース、カードゲームのオンライン対戦、タレント (VTuber) 、電子コミックなど各領域で、デジタル化・グローバル化をより加速させます。

④ 優秀な人材の採用・育成

当社グループは、IP創出における競争激化、グローバル環境での競争激化、お客様から求められるサービス水準のリッチ化に継続的に対応していくためには、優秀な人材の確保及び育成が必要であると考えております。当社グループは、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的にリリースしていくことで採用強化につなげたいと考えております。また、マーケットでのプレゼンスやコーポレートブランドを高め、会社の魅力を世の中に訴求していくことも継続的に行ってまいります。

⑤ 内部統制、コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループが今後更なる拡大を図るためには、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要であると考えております。当社グループとしては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

事業区分	事業内容
デジタルIP事業	トレーディングカードゲーム部門、モバイルオンラインゲーム部門、MD部門、メディア部門
ライブIP事業	音楽部門、スポーツ部門

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年7月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中野区中央一丁目38番1号
---	---	------------------

② 子会社

株式会社ブシロードクリエイティブ	東京都中野区
株式会社ブシロードメディア	東京都中野区
株式会社ブシロードムーブ	東京都中野区
Bushiroad International Pte. Ltd.	シンガポール
株式会社ブシロードミュージック	東京都中野区
株式会社ブシロードミュージック・パブリッシング	東京都中野区
新日本プロレスリング株式会社	東京都品川区
New Japan Pro-Wrestling of America Inc.	米国カリフォルニア州
株式会社ブシロードファイト	東京都中野区
株式会社劇団飛行船	神奈川県川崎市
株式会社ソプラティコ	北海道小樽市

(8) 使用人の状況 (2020年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルIP事業	352 (56)名	17名増 (2名増)
ライブIP事業	239 (83)	123名増 (70名増)
報告セグメント計	591 (139)	140名増 (72名増)
全社 (共通)	— (—)	— (—)
合計	591 (139)	140名増 (72名増)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 従業員数は、前連結会計年度末から140名増加し、591名となりました。その主な要因は、ライブIP事業において株式会社劇団飛行船及び株式会社ソプラティコを連結子会社したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
237 (49)名	10名減 (2名増)	32.1歳	3.3年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数の(外書)は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(9) **主要な借入先の状況** (2020年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,141,708千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,432,091
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,348,340

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年7月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 54,424,000株
- ② 発行済株式総数 16,311,400株
- ③ 株主数 6,457名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲9号)	5,064,000株	31.39%
株式会社中野坂上	2,300,000	14.26
木谷 高明	1,964,000	12.18
グリーン株式会社	779,000	4.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	594,600	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	406,800	2.52
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	336,500	2.09
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	171,937	1.07
MSCO CUSTOMER SECURITIES	169,700	1.05
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	142,600	0.88

(注) 持株比率は自己株式 (180,526株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	木 谷 高 明	プロモーション本部本部長 音楽本部本部長 株式会社ブシロードミュージック取締役会長 株式会社ブシロードミュージック・パブリッシング代表取締役社長 株式会社ブシロードムーブ取締役会長 株式会社ブシロードファイト取締役
代 表 取 締 役 社 長	橋 本 義 賢	—
取 締 役	広 瀬 和 彦	コンテンツ本部本部長
取 締 役	ハロルド・ジョージ ・ メ イ	CSO スポーツ本部本部長 新日本プロレスリング株式会社代表取締役社長兼CEO アース製薬株式会社社外取締役
取 締 役	村 岡 敏 行	経営管理本部本部長
社 外 取 締 役	桶 田 大 介	弁護士 シティライツ法律事務所 株式会社IGポート社外監査役 株式会社リング・フランカ社外監査役
社外監査役 (常勤)	森 瀬 教 文	新日本プロレスリング株式会社監査役
社 外 監 査 役	高 津 祐 一	ネットラピュタ株式会社取締役会長 株式会社ログノート代表取締役社長
社 外 監 査 役	山 田 真 哉	公認会計士山田真哉事務所所長 芸能文化税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役桶田大介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森瀬教文氏、監査役高津祐一氏及び監査役山田真哉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役桶田大介氏、監査役森瀬教文氏、監査役高津祐一氏及び監査役山田真哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田真哉氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 木谷高明氏は、2020年6月19日付で、株式会社ブシロード代表取締役会長に就任いたしました。
6. 木谷高明氏は、2019年11月1日付で、株式会社ブシロードファイト取締役に就任いたしました。また、2020年2月1日付で、デジタルコンテンツ本部本部長及び株式会社ブシロードミュージック代表取締役社長を退任し、プロモーション本部本部長、音楽本部本部長、株式会社ブシロードミュージック

- ック取締役会長及び株式会社ブシロードムーブ取締役会長に就任し、2020年4月1日付で、株式会社ブシロードミュージック・パブリッシング代表取締役社長に就任いたしました。
7. 広瀬和彦氏は、2020年2月1日付で、コンテンツ本部本部長に就任いたしました。
8. 森瀬教文氏は、2019年10月23日付で、新日本プロレスリング株式会社監査役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役桶田大介氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については360万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額、常勤社外監査役については1,560万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額、社外監査役については240万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	110,715千円 (2,300)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	12,411 (12,411)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	123,126 (14,711)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、基本報酬のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額11,642千円（取締役4名に対して10,616千円、監査役1名に対して1,026千円）が含まれております。これにより当事業年度末日における役員退職慰労引当金の残高は、11,642千円（取締役4名に対して10,616千円、監査役1名に対して1,026千円）となっております。
3. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から、役員として受けた報酬等の総額は716千円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年5月23日開催の臨時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年7月20日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額1,200,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2017年10月20日開催の第11期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 桶田大介	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 森瀬教文	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、事業会社における事業経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 高津祐一	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山田真哉	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、Bushiroad International Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,259,501	流動負債	10,179,434
現金及び預金	21,895,997	買掛金	3,435,519
売掛金	4,511,162	未払金	1,619,033
商品及び製品	668,798	未払法人税等	689,403
仕掛品	1,492,287	1年内返済予定の長期借入金	3,757,191
貯蔵品	76,097	賞与引当金	84,379
その他の金	1,646,323	その他の	593,907
貸倒引当金	△31,165	固定負債	10,467,466
固定資産	4,237,013	長期借入金	10,198,164
有形固定資産	1,072,350	役員退職慰労引当金	44,910
建物及び構築物	467,948	退職給付に係る負債	59,875
工具、器具及び備品	106,597	繰延税金負債	96,741
車両運搬具	56,625	その他	67,775
土地	352,281	負債合計	20,646,901
リース資産	16,545	(純資産の部)	
その他の他	72,352	株主資本	13,140,347
無形固定資産	462,066	資本金	3,092,823
ソフトウェア	163,286	資本剰余金	3,029,593
ソフトウェア仮勘定	36,220	利益剰余金	7,342,609
のれん	206,257	自己株式	△324,679
その他	56,302	その他の包括利益累計額	82,435
投資その他の資産	2,702,596	その他有価証券評価差額金	54,179
投資有価証券	1,623,600	為替換算調整勘定	28,256
長期貸付金	252,446	非支配株主持分	648,665
繰延税金資産	349,665	純資産合計	13,871,448
その他	523,912	負債純資産合計	34,518,350
貸倒引当金	△47,028		
繰延資産	21,835		
株式交付費	21,835		
資産合計	34,518,350		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	33,000,032
売上原価	18,583,184
売上総利益	14,416,848
販売費及び一般管理費	11,706,305
営業利益	2,710,543
受取利息及び配当金	59,829
助成金の収入	150,123
その他	3,955
営業外費用	213,909
支持分による投資損失	42,931
為替差損	17,972
株式交付償却	71,053
貸倒引当金繰入	11,669
その他	20,000
経常利益	5,525
特別利益	169,152
受取保険金	2,755,300
特別損失	35,817
段階取得による差損	3,557
災害による損失	23,950
事業譲渡損	4,604
税金等調整前当期純利益	32,112
法人税、住民税及び事業税	2,759,005
法人税等調整額	1,197,869
当期純利益	△41,724
非支配株主に帰属する当期純利益	1,156,144
親会社株主に帰属する当期純利益	1,602,860
	51,755
	1,551,104

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,467,118	流動負債	8,336,324
現金及び預金	16,317,204	買掛金	2,352,874
売掛金	3,195,105	未払金	1,450,151
商品及び製品	411,180	未払法人税等	468,549
仕掛品	1,192,386	1年内返済予定の長期借入金	3,689,765
貯蔵品	68,325	賞与引当金	47,230
その他の	1,311,573	その他の	327,753
貸倒引当金	△28,657	固定負債	9,951,747
固定資産	5,164,470	長期借入金	9,914,005
有形固定資産	164,968	退職給付引当金	26,100
建物	107,464	役員退職慰労引当金	11,642
工具、器具及び備品	47,948	負債合計	18,288,071
車両運搬具	7,515	(純資産の部)	
土地	2,039	株主資本	9,337,542
無形固定資産	151,392	資本金	3,092,823
ソフトウェア	113,884	資本剰余金	3,091,823
ソフトウェア仮勘定	34,900	資本準備金	3,091,823
その他の	2,608	利益剰余金	3,477,574
投資その他の資産	4,848,109	利益準備金	1,287
投資有価証券	1,024,615	その他利益剰余金	3,476,287
関係会社株式	1,437,721	繰越利益剰余金	3,476,287
長期貸付金	1,975,410	自己株式	△324,679
繰延税金資産	288,059	評価・換算差額等	27,810
その他の	364,302	その他有価証券評価差額金	27,810
貸倒引当金	△242,000	純資産合計	9,365,352
繰延資産	21,835	負債純資産合計	27,653,424
株式交付費	21,835		
資産合計	27,653,424		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,026,358
売 上 原 価		10,941,970
売 上 総 利 益		9,084,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,698,544
営 業 利 益		1,385,844
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40,295	
受 取 配 当 金	263,918	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	115,535	
助 成 金 収 入	20,669	
そ の 他	1,987	442,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,612	
為 替 差 損	71,218	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	190,000	
そ の 他	15,841	311,672
経 常 利 益		1,516,578
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	200,000	200,000
税 引 前 当 期 純 利 益		1,316,578
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	686,793	
法 人 税 等 調 整 額	△104,842	581,950
当 期 純 利 益		734,627

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月28日

株式会社ブシロード
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義央 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 直幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブシロードの2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブシロード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月28日

株式会社ブシロード
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義央 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 直幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブシロードの2019年8月1日から2020年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月28日

株式会社ブシロード 監査役会
常勤社外監査役 森 瀬 教 文 ㊟
社外監査役 高 津 祐 一 ㊟
社外監査役 山 田 真 哉 ㊟

以 上

メ モ

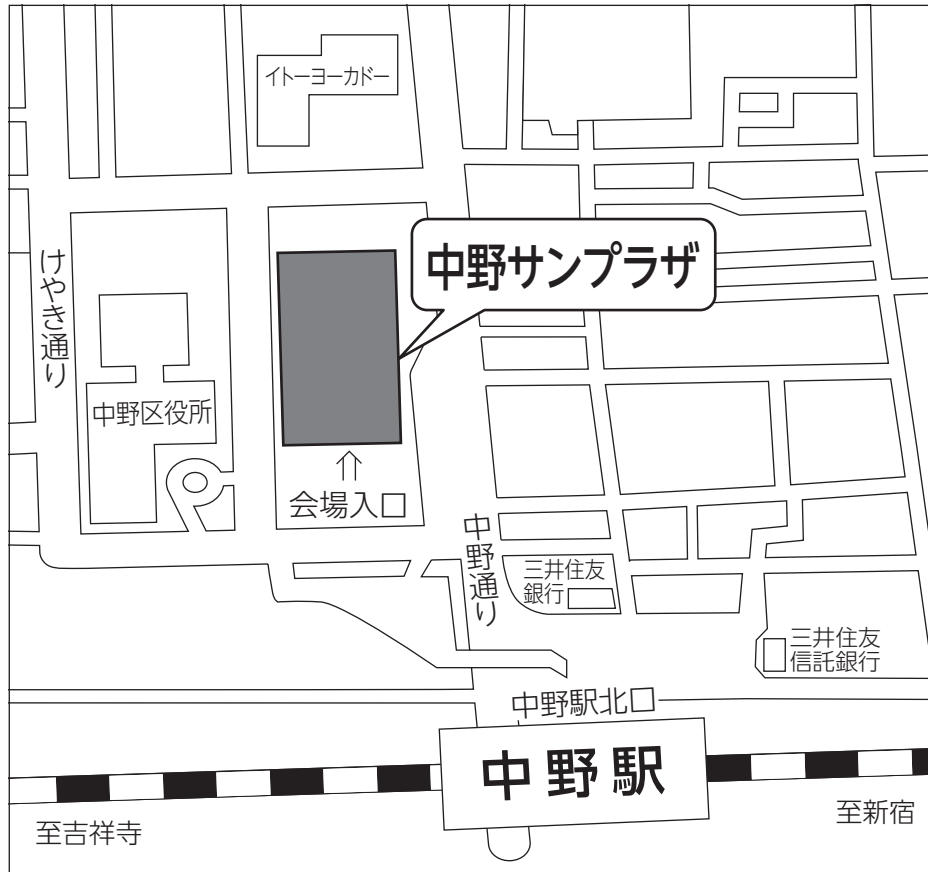
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ 13階 『コスモルーム』
電話番号 03-3388-1151 (代表)



交通 JR中央線・総武線中野駅北口より徒歩1分
東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。